

令和4年第1回
東紀州環境施設組合議会
定例会議案

令和4年3月29日
東紀州環境施設組合

令和4年第1回 東紀州環境施設組合議会定例会議案目次

	ページ
議案第1号 東紀州環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案	1
議案第2号 東紀州環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する 条例案	3
議案第3号 令和3年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について	4
議案第4号 令和4年度東紀州環境施設組合一般会計予算について	5

議案第 1 号

東紀州環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例案

次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 29 日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

東紀州環境施設組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

東紀州環境施設組合個人情報保護条例（令和 3 年東紀州環境施設組合条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 2 条第 3 項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>行政機関個人情報保護法第 2 条第 4 項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 事業者 法人等（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 2 項</u> <u>に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(3) 要配慮個人情報 <u>個人情報保護法第 2 条第 3 項</u> <u>に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 事業者 法人等（国、独立行政法人等（<u>個人情報保護法第 2 条第 9 項</u> <u>に</u> <u>規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）</u>、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。）</p>

及び事業を営む個人をいう。

(9)～(10) (略)

第 38 条 (略)

(他の制度との調整)

第39条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報(特定個人情報は除く。以下この項において同じ。)については、適用しない。

(1) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る同条第 11 項に規定する調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第 52 条第 1 項に規定する個人情報

(2) (略)

2 (略)

又は事業を営む個人をいう。

(9)～(10) (略)

第 38 条 (略)

(他の制度との調整)

第39条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報(特定個人情報は除く。以下この項において同じ。)については、適用しない。

(1) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る同条第 11 項に規定する調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第 52 条_____に規定する個人情報

(2) (略)

2 (略)

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

東紀州環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例案

次のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 29 日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速

東紀州環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する
条例

東紀州環境施設組合職員のサービスの宣誓に関する条例（令和 3 年東紀州環境
施設組合条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（サービスの宣誓）</p> <p>第 2 条 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名しなければ、その職務を行ってはならない。</u></p> <p>別記様式（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日 氏 名 印</p>	<p>（サービスの宣誓）</p> <p>第 2 条 新たに職員となった者は、<u>_____、別記様式による宣誓書に署名しなければ、その職務を行ってはならない。</u></p> <p>別記様式（第 2 条関係）</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p>年 月 日 氏 名 _____</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

令和3年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について

令和3年度東紀州環境施設組合一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和4年3月29日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤千速

議案第4号

令和4年度東紀州環境施設組合一般会計予算について

令和4年度東紀州環境施設組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月29日提出

東紀州環境施設組合管理者 加藤 千速